

島根県景観重要松林保全事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 県の交付する景観重要松林保全事業補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 景観重要松林保全事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付の目的、交付の対象とする事業の内容、交付の率及び補助事業者は次のとおりとし、県は予算の範囲内で交付するものとする。

交付の目的	事業の内容	交付の率	補助事業者
松くい虫被害のまん延防止を図り、地域景観の保全に資する。	次の各号に掲げる事業であって、別表に定める採択基準に適合するものとする。 1. 地上散布 2. 樹幹注入 3. 伐倒駆除 4. 特別伐倒駆除	事業費の1/2以内	1. 市町村 2. 森林組合 3. 市町村又は森林組合以外の者であって知事が認めた者

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により定める書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

提出すべき書類の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数
景観重要松林保全事業補助金交付申請書	様式第1号	1	事業計画書	様式第1号 付属様式1	1
			収支予算書	様式第1号 付属様式2	1

(申請内容の変更)

第4条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、知事の承認を受けようとする場合に提出する書類は、次に掲げるところによるものとする。

提出すべき書類の名称	様式	部数	変更承認申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数
景観重要松林保全事業変更承認申請書	様式第2号	1	事業変更計画書	様式第2号 付属様式1	1
			変更収支予算書	様式第2号 付属様式2	1

(概算払請求)

第5条 補助事業者が補助事業を当該年度内に完成する場合において、その完成を確実にするため概算払いの請求をする場合は、次の表に掲げる書類を提出するものとする。

提出すべき書類の名称	様式	部数
森林病虫害等防除事業補助金概算払請求書	様式第3号	1
森林病虫害等防除事業遂行状況報告及び補助金概算払請求書	様式第4号	1

(着手、完了届)

第6条 補助事業者は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定により当該補助事業の状況を次の表に定めるところにより知事に報告しなければならない。

提出すべき書類の名称	様式	部数
景観重要松林保全事業着手届	様式第5号	1
景観重要松林保全事業完了届	様式第6号	1

(実績報告)

第7条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業が完了したときは次に掲げる書類を事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

なお、補助金の全額が概算払により交付された場合における報告の期日は、前記の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった年度の3月末日までとする。

提出すべき書類の名称	様式	部数	実績報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数
景観重要松林保全事業実績報告書	様式第7号	1	事業成績書	様式第7号 付属様式1	1
			収支精算書	様式第7号 付属様式2	1

(書類等の整備保存)

第8条 補助事業者は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備、保存しておかなければならない。

付則 この要綱は平成21年4月24日から施行する。

別表

防 除 方 法		採 択 基 準
地 上 散 布		松くい虫によって被害を受けたか若しくは被害を受ける恐れのある松林を対象として動力噴霧器等を利用して行う薬剤防除であって、その効果が期待できるものであること。
樹 幹 注 入		松生立木への樹幹注入剤の施用であって、その効果が期待できるものであること。
伐倒駆除	薬剤散布型	松くい虫によって被害を受け、松くい虫が寄生している枯損木を対象として行う伐倒駆除であって、その効果が期待できるものであること。
	くん蒸型	
特 別 伐 倒 駆 除		松くい虫によって被害を受け、松くい虫が寄生している枯損木を対象として行う伐倒・破碎又は、伐倒・焼却(炭化を含む)であって、その効果が期待できるものであること。